

## 訪問看護及び介護予防訪問看護運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社ツーピースコーポレーションが設置する訪問看護ステーションあらた（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理を図るとともに、要介護（介護予防にあっては要支援状態）利用者の意思及び人格を尊重し、利用者立場に立った適切な訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目標とする。

### (運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

指定介護訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し心身機能、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

2 事業所は、利用者の医師は及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、包括支援センター、その他居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2条1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

7 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

### (事業の運営)

第3条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションあらた
- (2) 所在地 徳島市名東町1丁目331 キューブ名方C
- (3) 電話番号 0120-402-327

## 第5条（従業員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

### （1）管理者 1名（常勤、看護師兼任）

管理者は、事業所の従業員の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。

### （2）看護師 2名 準看護師 1名 理学療法士 1名

看護師及び准看護師、理学療法士は、訪問看護等の提供にあたる。

## （営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

### （1）営業日 日曜日から月曜日までとする。

※ただし、12月30日から1月3日までを除く。

### （2）営業時間 午前8時30分から午後18時30分までとする（内、8時間）。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

## （訪問看護等の内容）

第7条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

### （1）病状、障害の観察

### （2）清拭、洗髪等による清潔の保持

### （3）食事及び排泄等日常生活の世話

### （4）褥瘡の予防、処置

### （5）療養生活や介護方法の指導

## （訪問看護等の利用料その他必要な費用の額）

第8条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担証に記載された負担割合を乗じた額とする。

### 2 死後の処置料は、税込 20,000円

前項2項に規定する費用の額は係るサービスの提供は当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

## （通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の地域は、徳島県全域とする。

## 第10条（緊急時における対応方法）

看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

### 2 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

## 第 11 条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、虐待の防止発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第 12 条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業者は従業者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設け、また、業務体制の整備を行うものとする。
  - (1) 採用時研修 採用時から1か月以内
  - (2) 繼続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規則に定めるもののほか、運営に関する重要事項は株式会社ツーピースコーポレーションと訪問看護ステーションあらた の管理者との協議により定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和7年 4年 1日から施行する。